

5

計画の目的を達成するための取組

5.1 土砂災害による「逃げ遅れゼロ」に向けた避難行動の促進

(1)土砂災害警戒区域等の見直し

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、市町村が行う土砂災害警戒避難体制の構築やハザードマップの作成に必要な情報であり、土砂災害から住民の生命・身体を守るため、概ね5年毎にハード整備状況や社会条件変化及び地形改変などに応じて区域の調査を実施しています。

また令和3年度から着手予定の3巡目の土砂災害警戒区域等の見直しからは、高精度な地形情報を活用することで、これまで抽出できなかった土砂災害のおそれがある箇所を確実に指定します。

○目標

- 令和3年度までに2巡目の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を完了する。
- 令和8年度までに3巡目の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を完了する。

(2)土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表しています。加えて、より詳細な情報を提供するため、県ホームページに1kmメッシュ単位の危険度情報（土砂災害警戒情報の補足情報）を掲載しています。迅速かつ適切な避難行動を支援するため、よりわかりやすく、精度の高い防災情報を提供できるよう、引き続き、土砂災害警戒情報の検証を行いつつ、利用者のニーズを踏まえた土砂災害情報提供システムの改良を行います。

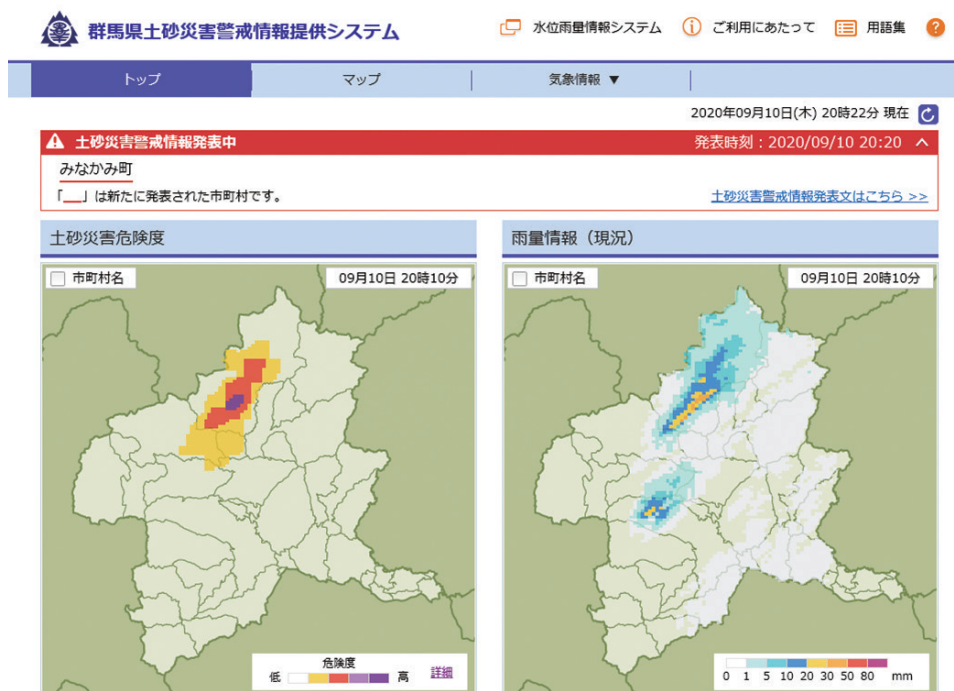


図 21 土砂災害警戒情報・危険度情報の発表

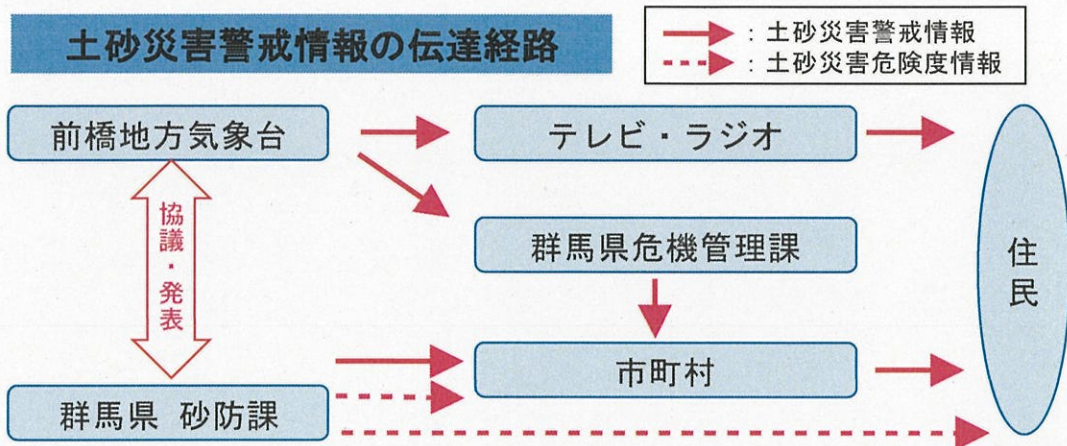


図 22 土砂災害警戒情報の伝達経路

(3)住民主体の防災マップ作成や避難訓練の支援

地域住民が自らの意思で適切な避難行動がとれるよう、自主避難ルールの策定や防災マップの作成を支援します。また、防災マップを基に避難訓練を実施する取組を支援します。



図 23 自主避難計画の作成例

(4)要配慮者利用施設への支援

異常気象時に自力避難が困難な要配慮者が円滑に避難できるよう、「要配慮者利用施設における土砂災害警戒避難確保計画作成の手引き（平成 29 年 7 月 群馬県）」や、「要配慮者利用施設における土砂災害に関する避難訓練《実践の手引き》（令和元年 9 月 群馬県）」を活用し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設を対象に、市町村と連携し避難確保計画の策定や避難訓練の実施を支援します。

○目標

令和 3 年度までに全ての要配慮者利用施設の避難確保計画の策定を完了する。

(5)土砂災害警戒区域等の周知を図るための標識設置

土砂災害が発生するおそれがある箇所を県民等に知ってもらうため、土砂災害警戒区域等の見直し等で新たに周知が必要となった箇所等について標識の設置を行います。